

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 第1回 藤井寺市都市計画審議会
開 催 日 時	令和6年9月5日（木） 10:00～11:40
開 催 場 所	藤井寺市役所8階 801会議室
出 席 者	【審議会委員】 加我 宏之、梶 哲教、竹内 里欧、上田 裕彦、藤井 勝美、 横山 太喜、國下 尊央、木下 誇、奥谷 裕之、西 祐司（代理：常元 幸司）、岡田 秀樹（敬称略・順不同） 【事務局】 （都市整備部）片田部長、東浦次長 （都市計画課）八尾課長、山本チーフ、犬塚主査
会 議 の 議 題	【報告案件】 都市計画マスタープラン改定全体構想案について 都市計画道路川北柏原線の事業認可について
会 議 の 要 旨	（1）都市計画マスタープラン改定全体構想案について （2）都市計画道路川北柏原線の事業認可について
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍 聴 者 数	0 人
その他の必要事項	

	○都市計画マスタープラン全体構想について
加我会長	本日の議題第 1 号である都市計画マスタープラン全体構想について、事務局より資料説明を求める。
事務局	(資料説明 (資料 1、資料 2))
上田委員	スクリーンに映し出された資料の文字が読みにくかったので気を付けていただきたい。
加我会長	説明箇所該当するページ番号が分かれば良いので、パワーポイントを使う必要はなかったのではないか。パワーポイントで説明するのであれば、それも配布する必要がある。資料説明の仕方について市で検討いただきたい。
木下委員	全体構想検討資料 p52「⑥円滑な移動を支える公共交通の機能の維持・充実」で「新たな交通システムの導入」とあるが、具体的にどのような公共交通システムを導入しようとしているのか示されていない。また、公共交通検討会議の議論に関する資料は都市計画審議会の委員にも配布する必要がある。全体構想検討資料 p45 の都市構造図には、p52 で記載されている新たな公共交通システムに関し、都市拠点や健康文化拠点をしっかりとつなぐような市内を循環する交通システムを明記する必要がある。全体構想検討資料 p54「②公園・みどりの方針」に「子どもの遊び」とひとくくりにされているが、アンケートでボール遊びができる公園が少ないという自由意見が多い点を踏まえると、ボール遊びができる公園やエリアの整備が必要だと思う。
事務局	公共交通検討会議では、具体的なシステムの仕組みについて議論が進んでいないため、会議の進捗状況を把握し、適切に都市計画審議会で情報共有する。拠点を結ぶ公共交通システムについては、今年度から作成を進めている立地適正化計画の中で検討する予定である。全体構想検討資料 p54「②公園・みどりの方針」については、子どもが安全にボール遊びできる環境づくりのため、オープンスペースの活用や公園に代わるスペースの確保などの有効利用についても都市計画マスタープランの中で方向性を位置付ける。
加我会長	全体構想検討資料 p52「⑥円滑な移動を支える公共交通の機能の維持・充実」の「新たな公共交通システムの導入」について、令和 7 年度に導入予定の公共交通システムの内容がこの時期になっても明確でないのはなぜか。
事務局	現在、交通事業者や警察など関係機関に意見を伺っている段階であり、地域公共交通会議で課題整理や施策が明確となった段階で情報共有する。
加我会長	10 年間を目標とした都市計画マスタープランのため、今の進捗状況に限ら

	ず、「新たな公共交通システム等を活用した円滑な移動を推進していきます」など目標を明記する必要がある。市内循環バスについても公共交通計画で検討しているのか。
事務局	まだ検討していないが、今後検討していく必要があると考えている。
加我会長	市内循環バスの件についても「推進していく」と明記してはどうか。全体構想検討資料 p54「②公園・みどりの方針」に関して、現在公園でのボール遊びは禁止となっているのか。
事務局	大井水みらいセンターでは、「危険なボール遊びが禁止」となっているが、ほとんどの公園ではボール遊びが禁止されている。
加我会長	方針として「子どもの健康増進に向けた公園の利活用」、「公園による子どもの健康増進を推進していきます」などを明記してはどうか。
常元委員	全体構想検討資料 p39「3 災害に強く、強靱な都市づくり」に「防犯力の強化」とあるが、どのように施策に反映されているか。
事務局	都市計画マスタープランでは「協働・共創」という形で位置づけている。全体構想検討資料 p59「②安全・安心な住環境づくりに向けた計画的な整備等の促進」にあるように、防犯面や交通面の強化として、自主防災組織による地域活動など地域の力を役立てる方針としている。
常元委員	市民意識調査結果 p52「自由記述」では課題として「歩道やガードレールの整備」が挙げられており、そのような整備や街灯整備などの施策が防犯力の強化として必要ではないか。
加我会長	全体構想検討資料 p39「災害に強く、強靱な都市づくり」について、「防犯力」も扱うかどうか。また、これに対応する方針を、第 5 章「分野別都市づくりの方針」のどこに記載すべきか検討していただきたい。
横山委員	アンケートは回答者の 60%が 50 歳以上の意見であり、自由意見 400 件の中で 30 件は公園、70 件が道路についての意見であることを踏まえると、若者の回答が少ない中、公園や道路に関する意見の割合が多いと思えるが、これらの若者の意見が十分汲みとっていないではないか。また、自由意見では、子どもの遊び場を求める意見が多いため、子どもの遊び場に関して今後検討していく必要がある。市全体として子どもの遊び場をどうしていくかについての方針を明記する必要がある。
加我会長	全体構想検討資料 p27「①公園・緑地の状況」について、令和 5 年度末時点で都市公園は 30 か所、都市計画公園は 5 か所、人口当たり都市公園整備面積は 0.99 m ² /人となっている。現在、社会全体としては公園が充足しているが、藤井寺市では充実していないため、質的だけでなく、量的にそもそも少ないことを認識して公園を整備していく必要がある。これまでは、市街地整備に伴って公園を確保してきたが、今後、大きく市街地整備が動

	かない状況の中で、どのように公園を確保していくのか、使い方をどうするのか、について検討する必要がある。また、公園が近所にあることが居住地選択の理由となることも各地で見られる。近年開設した集合住宅前の「ふじみ緑地」の支援等についても検討していただきたい。他市の事例で子育て世帯が近所の素敵な公園を紹介するという取組があるので、そのような事例も参考にしていきたい。
竹内委員	市民意識調査結果 p25「Q6 市内在住の通算年数」を見ると、30 年以上お住まいの方が多く、回答者構成に偏りがある。このため、市民意識調査結果 p7「充実が望まれる施設」について「子育て施設」が 8.2%と少なくなっているのではないかと。アンケート回答者が市民意見の代表となるため、若者世代の意見など年齢別の意見を汲み込む必要があるのではないかと。市民意識調査結果 p55「自由意見」では、「古墳はいらない」という意見が挙がっているが、聞き方的に新しくどういうものがあると良いという側面が出てこない設問となっている。そのため、歴史資源についてアンケートの聞き方を変えると良い意見が出てくるのではないかと。
加我会長	市民意識調査結果 p64 以降に年齢別集計、地域別集計の結果があり、30～49 歳を子供世帯として着目し、「子どもの健やかな暮らし」という観点で、意見や考え等あれば、計画に反映していただきたい。
上田委員	社会的にバスや鉄道は撤退の傾向があり、藤井寺市では踏切が多いなど交通面の問題がある。また、駅周辺は 50 年ほど前から変わっていないため、今後大きく整備していく必要がある。
横山委員	そもそも市の方向性の検討が必要である。都市計画マスタープランに位置付けないと整備が進まない。
上田委員	障害物が多いため、円滑な交通の流れなど解決に向けて検討すべき。
岡田委員	都市計画マスタープランは、総合計画に基づいた都市計画部門の基本計画のため、総合計画との整合を図る必要がある。そのため、事務局で総合計画での方向性を確認し、整理していただけると良い。
上田委員	全体構想検討資料 p50（2）交通の方針について、現状の複雑な交通状況を変えていくべきであり、それに関する交通の方針を記載する必要がある。
岡田委員	全体構想検討資料 p50（2）交通の方針「①広域ネットワークを形成する幹線道路の整備促進」で①（都）八尾富田林線②（都）小山松原線③（都）川北柏原線の整備について、全て大阪府が実施主体となって取り組むとなっているが、大阪府の計画に②（都）小山松原線は位置付けられておらず、府と考え方が異なる。そのため、今後府に事業化を要望していきたいなどの考えがあれば、市は何に取り組んでいくのかを教えていただきたい。
事務局	記載に誤りがあり、①（都）八尾富田林線③（都）川北柏原線に関しては

	大阪府が実施主体、②（都）小山松原線は市が実施主体となって取り組んでいく。記載については、訂正する。
木下委員	全体構想検討資料 p49 土地利用の方針図「商業・業務ゾーン」が藤井寺駅周辺、道明寺駅周辺、土師ノ里駅周辺にあり、全体構想検討資料 p59「①鉄道周辺の拠点形成」で「商業機能の集積」が記載されているが、藤井寺市の 3 つの玄関口で形成されている商店街の経営を守っていくことも踏まえて大型店舗の誘致を検討する必要がある。全体構想検討資料 p65「誰もが移動しやすい暮らし」について、どこにお住まいであっても快適に移動できる環境を整備する必要があるため、「市民は」の後に「どこに住んでいても」と追記してはどうか。
加我会長	本日の意見を基に事務局で検討していただきたい。この 10 年間でできることについて正しく記載し、伝えるということを心掛けていただきたい。次回 6 章「地域別構想」7 章「共創・協働による計画の推進」について議論するが、場合によってはこれまで議論してきた第 1 章～第 5 章、第 8 章も修正すべき点を議論する。
	○都市計画道路川北柏原線の事業認可について
加我会長	本日の議題第 2 号である（都）川北柏原線の事業認可について、事務局より資料説明を求める。
事務局	（資料説明）
加我会長	都市計画手続きに関して、都市計画道路の計画決定、事業主体はどこか。
事務局	計画決定は市で、事業主体は大阪府となって取り組んでいる。
加我会長	都市計画審議会で報告するのはなぜか。
事務局	次回の審議会でも議論する地域別構想において記載されている川北地区で事業認可の説明会を行っており、それを踏まえて検討していただきたいため、情報を提供した。
國下委員	川北地区のアンケートの時期はいつか。
事務局	アンケート配布は完了し、現在集計中である。次回審議会でも報告する。
國下委員	全地権者に送付は完了しているのか。
事務局	全地権者に送付した。
加我会長	本日の議論はここまでとする。